

行政手続デジタル化方針

令和4年4月

三重県

1. 背景・目的
2. 行政手続デジタル化の調査
3. 基本方針
4. 実施スケジュール
5. 令和4年度にデジタル化する県独自手続

1. 背景・目的

令和元年12月に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)」により、行政のデジタル化に関する基本原則が定められるとともに、行政手続のオンライン化については、国のオンライン実施の原則化に準じて、地方公共団体においても実施が努力義務とされた。

新型コロナウイルスへの対応において、行政手続のオンライン化などデジタル化への課題が明らかになる中、デジタル臨時行政調査会(令和3年11月)において、書面・対面規制等の再検証と見直しについての議論が始まるなど、行政手続のデジタル化に向けた取組が加速している。

行政手続のデジタル化は、県民の負担を軽減し、行政サービスの向上につなげる取組であるとともに、各所属において行政手続を改めて見直し、事務の効率化に資する取組でもある。

本県では、令和2年度に実施した行政手続の押印見直しなどのデジタル化に向けた取組を踏まえ、行政手続のデジタル化の状況を調査し、「行政手続デジタル化方針」をとりまとめた。今後は、本方針に沿って、行政手続のデジタル化に取り組んでいく。

2-1. 行政手続のデジタル化の調査結果

行政手続のデジタル化に関する調査を実施した結果、電子署名や電子収納などの機能が実装されなければデジタル化できない手続や、事務の効率化などの支援が必要な手続が明らかになった。これらの課題の解消するため、令和4年度電子申請システムの更新による機能向上や、重点事業によるBPRなどデジタル化に向けた支援について、個別ヒアリングなどを通じて関係各課に説明し、早期デジタル化に向け、調整を行った。

調査概要

- (1) 調査期間 令和3年12月14日～令和4年1月14日
- (2) 対象手続 年間受付件数100件以上の行政手続、460手続

- ・R9以降はR6へ前倒しを依頼
- ・要調整手続は内容を精査し可能なものは対応を依頼

		総数	R2	R3	R4	R5	R6	R9以降	要調整手続 (不要・困難等*)
独自手続	手続数	111	26	25	8	2	1	12	37
	(割合)		23%	23%	7%	2%	1%	11%	33%
	年間受付件数	136,937	27,674	15,732	39,983	250	434	9,557	43,307
	(割合)		20%	11%	29%	0%	0%	7%	32%
法定手続	手続数	349	30	17	4	28	21	158	91
	(割合)		9%	5%	1%	8%	6%	45%	26%
	年間受付件数	819,153	289,153	48,128	860	13,551	116,253	183,059	168,149
	(割合)		35%	6%	0%	2%	14%	22%	21%

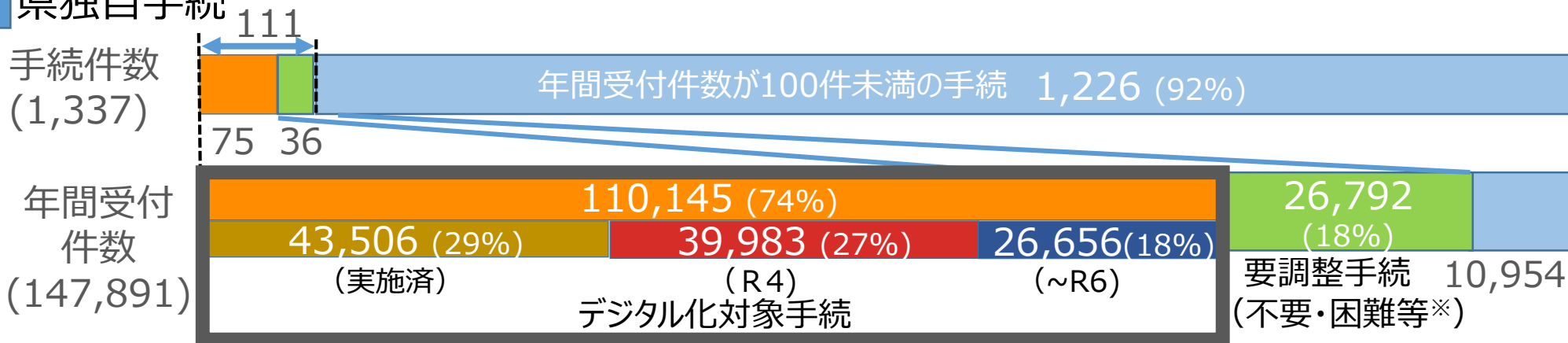
※ 現物の交付や引き取りなど来庁が前提となっているため、デジタル化が困難

2-2. 行政手続のデジタル化の調整結果

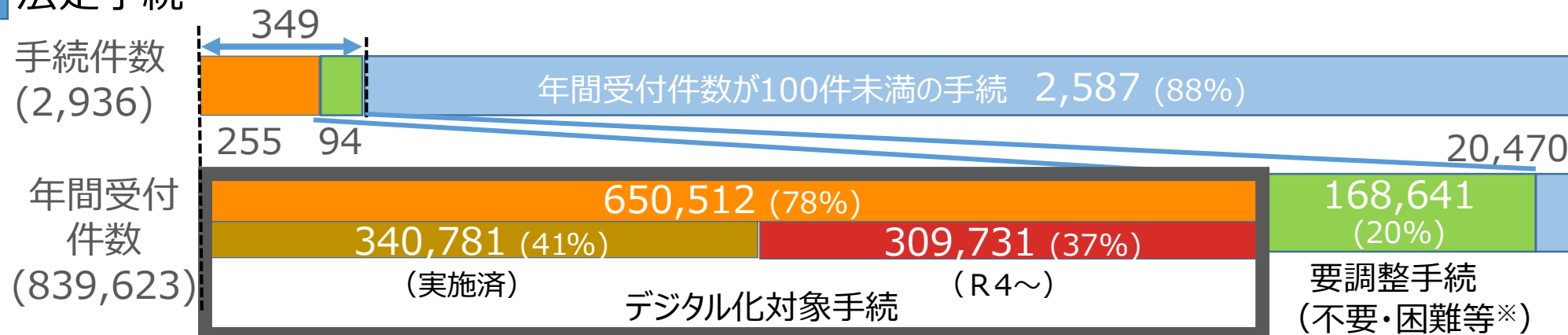
全行政手続 4,273手続(年間受付件数 987,514件)の内、

- ・ 県独自手続については、令和6年までに年間受付件数の74%がデジタル化
- ・ 法定手続については、年間受付件数の78%がデジタル化

県独自手続



法定手続



※ 現物の交付や引き取りなど来庁が前提となっているため、デジタル化が困難

令和4年度に電子申請・届出システムを更新し、下記の基本方針により行政手続のデジタル化を着実に推進する。

(1) 業務プロセス改革による「デジタル化の推進」

申請業務の全体プロセスを見直し、スマートフォン等による申請の受付など、県民の利便性の向上と事業者の経済活動の円滑化の視点に立ったデジタル化に取り組む。

(2) 申請者の利便性向上と事務作業の効率化の両立

申請者の視点に立ち、入力項目や添付文書の削減、手数料等の電子決済などの利便性向上、デジタル化による業務プロセスの最適化と、申請データを活用した作業の自動化などの業務効率化の両立に取り組む。

(3) 一律にすべてをデジタル化せず「実現性と効果を重視」

デジタル化を目的とするのではなく、デジタル化が容易・デジタル化により利便性が向上する手続や、申請業務の効率化につながる手続など、デジタル化の実現性と効果の高い手続からデジタル化に取り組む。

※ 「事務作業の効率化」を支援するための事業予算を令和4年度に計上

4. 実施スケジュール

項目		説明	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県独自 手続	デジタル 重点手続	<ul style="list-style-type: none"> 年間受付件数100件以上の県独自手続111手続から、県民の利便性向上や事務の効率化につながる75手続(110,145件※)を重点手続とする。 デジタル化した重点手続の割合(年間受付件数ベース)を数値目標として、管理する。 	76% (8万件※)	92% (10万件※)	100% (11万件※)	100% (11万件※)	100% (11万件※)
	その他 手続	<ul style="list-style-type: none"> 手続の性質上デジタル化が困難な手続およびデジタル化を行うと著しく業務効率が損なわれる手続を除いて、基本方針に基づき進捗状況を確認し、令和8年度までに、デジタル化を完了する。 	<u>一部を除いて、原則、令和8年度までに、デジタル化を実現</u>				
法定手続		<ul style="list-style-type: none"> 国の動向をふまえ、手続の性質上デジタル化が困難な手続およびデジタル化を行うと著しく業務効率が損なわれる手続を除いて、進捗状況を確認し、可能となったものから順次デジタル化を進め、令和8年度までに、デジタル化を完了する。 	<u>一部を除いて、原則、令和8年度までに、デジタル化を実現</u>				
既にデジタル 化した手続		<ul style="list-style-type: none"> 県民や事業者にとってより使いやすいサービスとなるように、UI・UX等の改善を進める。 	<u>利用者アンケートを活用し、サービス内容の改善を実施</u>				

新電子申請システムの構築

※電子申請などによる年間受付件数(概数)

5. 令和4年度にデジタル化する県独自手続

令和4年度中に、年間受付件数約4万件の県独自手続のデジタル化に取り組む

手続名		年間受付件数
三重県立高等学校入学	願書	17,000
	確約書（前期選抜等）	8,000
	確約書（スポーツ特別枠選抜）	140
三重おもいやり駐車場利用証	新規・更新交付申請書	12,600
	再交付申請書	1,400
三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン事業概要書		100

手書きとしていた高等学校入学願書をWeb出願とし、願書の作成を簡略化することで、志願者や保護者の利便性の向上、学校担当者の大幅な負担軽減と業務の効率化を実現します。

現 状

志願者・保護者・中学校

入学願書の手書きや、修正が生じた場合の書き直しなどの負担が生じています。



中学校では、入学願書の確認や、高校への持ち込みなどの負担が生じています。

高等学校

願書の受付業務や志願者情報（名前、住所、保護者名）などの入力作業の負担が生じています。



今 後

志願者・保護者・中学校

希望する高校や学科などをリストから選択することで簡単に入力することができ、記入ミスがなくなります。



中学校では、願書の確認作業や高校への持ち込みなどの負担が軽減されます。

高等学校

志願者の入力した情報などをもとに、合否判定資料を作成することができます。

受検に関する情報を志願者に直接届けることができます。

